

## 農用地区域除外・用途変更・編入の申し出にあたっての注意事項

1. 農振農用地区域からの除外・用途変更・編入の申し出の受付締切は、原則毎年6月末と12月末です。ただし、総合見直しを行う場合は変更となりますので、事前にご案内します。
2. 農振農用地区域からの除外・用途変更・編入の申し出は、岡山県の同意が必要なため、**奈義町が申し出を受け付けた場合でも認められない場合があります**。また、岡山県と個別に協議を行う必要があるため、決定は締切後からおおむね6ヶ月後となります。
3. 農振農用地区域からの除外の場合は、次の5要件のすべてを満たすことが必要です。
  - (1) 周辺の土地利用の状況から見て、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であること。
    - ・ 不要不急の用途に供するものではなく、かつ、通常必要と認められる規模であること
    - ・ 農用地区域以外において代替する土地がないこと（**自己所有、他人所有の土地も検討する必要があります**）
  - (2) 農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと
    - ・ 集団農地の**中央部分又は虫食い的な除外は認められません**
  - (3) 農業の担い手等に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼす恐れがないこと
    - ・ 当該申出地を除外することにより**担い手等の安定的な経営や農用地の集団化が損なわれる場合は除外が認められません**
  - (4) 農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと
    - ・ **ため池、農業用排水路等の毀損や用排水の停滞、汚濁水の流入等が生じないこと**
  - (5) 当該変更に係る土地が土地改良事業等の施行に係る区域内の土地に該当する場合にあっては、当該事業が完了した年度の翌年度から起算して8年以上を経過した土地であること
    - ・ 土地改良事業実施中、又は工事完了後8年未満ではないこと

※8年以上であっても、**補助金の返還・地元借入金の繰上償還**が生じる場合があり、事業の内容によっては除外が認められない場合があります。
4. 中山間地域等直接支払交付金制度及び多面的機能支払交付金制度の対象農地を除外した場合、**交付金の返還が発生します**。ただし、多面的機能支払交付金制度においては、農業用施設等とする場合は、交付金返還が免除される場合があります。
5. 添付書類について
  - ☐ 理 由 書：除外後の事業内容、土地の選定理由等を詳細に記入してください
  - ☐ 申請地位置図：住宅地図等、申し出地の位置及び周辺の状況がわかる図面をご用意ください
  - ☐ 土地登記簿謄本：法務局にてご用意してください（全部事項証明書に限りません）
  - ☐ 公 図 の 写 し：法務局又にてご用意してください

※一部除外の場合、分筆予定線を描く等除外部分を明らかにしてください

- ☐ その他必要と認める書類
  - 例) ・ 土地利用計画図：除外後の転用事業計画が確認できる図面をご用意ください
  - ・ 建物平面・立面図：構築物がある場合
  - ・ 位置選定検討表：少なくとも三ヶ所以上の検討が必要となります

【お問い合わせ】 奈義町役場 産業振興課 産業振興班（電話：0868-36-4114）